

大阪府の受動喫煙防止条例について

2019/1/26 子どもに無煙環境を推進協議会、日本禁煙学会 野上 浩志

本発表内容に関連し、発表者に開示すべき COI (利益相反) 関係にある企業などはありません。

1. 改正健康増進法が 2018 年 7 月に成立し、前後して、都府県で受動喫煙防止条例が制定され、あるいは制定の見込み（東京、静岡、山形／予定：兵庫改正、大阪、秋田）
2. これらの比較一覧は、ネットに掲載していますので、ご覧ください。
<https://notobacco.jp/pslaw/psjoreilawhikaku1812.pdf>
3. 大阪府「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」のパブリックコメントが、
[2月8日締め切りで募集されています](#)。多くの方の応募をよろしくお願いいたします。

【主なポイント】 パブコメの雛形⇒ <https://notobacco.jp/pslaw/pubcomosaka1901.html>

(1) 万博 2025 を目指し、国際都市として、全国に先駆けた受動喫煙防止対策を進める

(2) 条例の対象地域は、府内全域とし、政令市・中核市にも権限移譲する

(3) 教育機関、医療施設、行政機関など（第一種施設） ※終末期等は例外/屋外可
⇒ **敷地内全面禁煙（屋外喫煙場所の設置不可→努力義務）**（国は可）20/4/1～

(4) 第一種施設以外の飲食店を除く施設（老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道、駅、空港、国会、裁判所など／第二種施設）は国に同じ 20/4/1～
⇒ **屋内禁煙（喫煙専用室内でのみ喫煙可（喫煙のみで飲食不可））**
※加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可（宿泊施設の客室、人の居住所等は除外）

(5) 飲食店⇒
・ 従業員を雇用している飲食店については、客席面積に関わらず、原則屋内禁煙に努める（努力義務） [2020年4月1日から]
・ 客席面積が 30 m²を超える飲食店は、2025年4月からは原則屋内禁煙とする（喫煙専用室の設置、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可）
・ 客席面積が 30 m²以下の飲食店は、経過措置として喫煙か禁煙の選択可とする [2025年4月1日から]
・ 禁煙店は、標識を掲示するよう努める 喫煙可の店は標識掲示義務

- ・ 国の改正法では、客室面積 100m²以下で、個人又は中小企業（資本金 5 千万円以下）は規制対象外（喫煙可能である旨の標識を掲示する必要がある）
- ・ 新規の飲食店は当初から屋内禁煙
- ・ 喫煙可能部分は、客・従業員ともに 20 歳未満は立ち入れない

(6) 加熱式タバコ⇒ 改正法と同様に、当分の間は、加熱式たばこ専用喫煙室（飲食等も可）内での喫煙を可とする

世界禁煙デー・大阪の催し：本件関連のセミナーがあります⇒6月8日（土）午後「大阪府受動喫煙防止条例について」（府等との共催予定、大阪国際がんセンター 1F）

大阪府「望まない受動喫煙防止に向けた基本的考え方」へのパブコメ

(雛形文案、以下で千字以内)

1. 「**禁煙標識の掲示**」→改正健康増進法にはその規定がないので、とても良いですが、「**義務化**」し、その費用は店側の希望により公費から支出してはどうでしょうか？
2. 「**従業員を雇用している飲食店について、原則屋内禁煙に努める(努力義務)**」は、**東京都と同じく義務化すべきでは** (極めて大事な部分なのに都に負けている)。
3. 客席面積 30 平方m超の飲食店は、2025 年 4 月以降は「**屋内禁煙の義務化**」について、**2025 年では余りに先過ぎる。2020 年から 3 年後の 2023 年とすべき。**
4. 従業員を雇用していない場合、**2020 年 4 月からの原則屋内禁煙に努める(努力義務)を定めるべきで、客席面積 30 平方m超・以下に関わらず、経過措置後は義務化すべき。**
5. 加熱式タバコについて
 - ・兵庫県の改正条例案では「**加熱式たばこの規制→加熱式たばこは紙巻きたばこと同様の取り扱いを規定し、改正健康増進法に定められている「指定たばこ専用喫煙室」は設置できないこととします。**」
→大阪府条例でも、同様の規定をよろしくお願いします。
 - ・山形県は条例で、第二種施設について、第 11 条：屋内禁煙 (但し喫煙専用室及び**指定たばこ専用喫煙室を定めないう努めるものとする**) と規定しています。
→大阪府条例でも、同様の規定を設けてはどうでしょうか？
6. 飲食店以外の第二種施設については、14 ページの表で触れられているだけのようですが、改正法で「**屋内禁煙 (喫煙専用室 (喫煙のみ、飲食不可 a) 内でのみ喫煙可) a 加熱式タバコ専用の喫煙室では飲食可**」について、
 - ・**秋田県は条例案で、駅・空港では、屋内禁煙 (喫煙専用室設置不可) としています。**大阪府でも同様の規定を設けてはどうでしょうか？
 - ・**遊園地、動物園、遊泳場、屋外スポーツ施設、スタジアム、通学路なども禁煙とされるべき**です。大阪府子どもの受動喫煙防止条例を踏まえ、本条例に盛り込むべき。
 - ・兵庫県の条例見直し案と同様の「**20 歳未満の者及び妊婦が同乗している自動車内において喫煙してはならない**」を、大阪府子どもの受動喫煙防止条例を踏まえ、本条例でも盛り込むべきかと思えます。
 - ・屋内の全面禁煙化に伴い、**その屋外出入口と近辺や通路際の灰皿設置の禁止を盛り込む**
7. 改正健康増進法の 5 年後の見直しを見越した、先進的な府条例の制定をお願いいたします。